

令和4年度(2022年度)

横須賀市公設放課後児童クラブのご案内



1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病その他の理由により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊びや家庭的な生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

2 公設放課後児童クラブの概要

(1) 開設場所

① 逸見小学校放課後児童クラブ（定員35人）

横須賀市西逸見町1-14 逸見小学校内

(2) 運営事業者

株式会社理究キッズ（横浜市神奈川区金港町5-32 ベイフロント横浜5階）

(3) 対象者

市内に住所を有する小学1～6年生

(保護者が就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない児童)

(4) 開所日と時間

学校登校日	授業終了後～19時00分まで
学校休業日(土曜、夏休み等)	8時00分～19時00分まで
閉所日	日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

【事務担当・申請書の提出先】

横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課 放課後児童対策係

住所 〒238-0004 横須賀市小川町16番地

電話 046-822-8061

3 利用料について

(1) 使用料

項目	内訳	納付先
基本使用料	13,000円(8月のみ18,000円)/月	横須賀市
おやつ代	2,000円/月以内	運営事業者
傷害保険	実費(500円/年以内)	運営事業者
プログラム代	材料費、外出交通費、施設利用費等(事前にお知らせします)	運営事業者

(2) 使用料の減免

以下の場合には、利用料の減免があります。

世帯	減免額	必要書類
生活保護世帯	全額	生活保護受給証明書or生活保護受給者証の写し
中国在留邦人等自立支援に関する法律の規定により支援給付を受けている世帯	全額	支援給付決定通知書の写し
現年度分市民税非課税世帯※	全額	現年度分非課税証明書
ひとり親世帯	5,000円	戸籍謄本or有効期限内の児童扶養手当証書の写し
同時に2人以上の児童がクラブを利用する世帯	5,000円	なし

※4月から8月までの使用料にあつては、前年度分が該当。寡婦(夫)控除のみなし適用による非課税世帯を含む

(3) 使用料の納付について

口座振替(湘南信用金庫)または納付書による徴収。

4 使用申込み

(1) 申請から使用開始まで

- ① 必要書類を横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課放課後児童対策係（はぐくみかん5F）に提出（郵送可）。（受付時間：平日8：30～17：15）
 - ② 書類をもとに審査を行い、放課後児童クラブ使用許可決定通知書の送付。
 - ③ 通所開始前に、運営事業者と児童の様子等について事前面談を実施。
 - ④ 通所開始。
- ※ 利用定員を超える場合、より保育の必要な児童から使用決定をします。定員を超えた場合、待機となり、定員に空きが出た場合、既にご提出いただいた書類により審査を行います。

(2) 必要書類

((★)マークは市のホームページ「申請書ダウンロード」からダウンロード可能)

必須書類

放課後児童クラブ使用申請書(第1号様式) (★)
別紙(保護者等の状況) (★)

保護者が昼間家庭にいないことを証明する以下の書類

放課後児童クラブの使用を必要とする事由	必要添付書類
①就労	就労証明書(★)
②疾病・負傷	医師の診断書の写し
③障害	障害者手帳等の写し
④母親の産前産後	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できるページ）
⑤親族の介護・看護	介護・看護状況申告書(★)、介護・看護を受ける方の介護保険被保険者証の写し・障害者手帳の写しや医師の診断書の写し
⑥災害復旧	罹災証明書
⑦求職中	ハローワークの登録カードの写しなど
⑧就学	学生証の写し又は在学証明書、時間割など就学状況がわかるもの
⑨その他	状況を記載した申告書、その他必要な書類

利用料の減免に該当する場合

放課後児童クラブ使用料減免申請書(第3号様式) (★)
減免に該当することを証明する書類(P.2使用料の減免 参照)

(3) 申込み〆切

定員に達していなかった場合は以下の要領で随時利用申請が可能。

【年度途中からの利用について】

毎月1日に市のホームページで空き情報を掲載します。

①申込期間：利用を希望する月の前月10日まで

※各月10日が休日になる場合、その前の開庁日までです。

②決定通知：各月20日ごろ通知します。

③提出書類：P.3(2) 必要書類 を参照。

※定員に空きがある場合、夏休み期間のみの利用も可能。

